

# 安全対策に必要な費用の 4分の3を補助します



## 補助金の対象者・限度額

市内の宿泊施設、飲食店及び主に観光客等にサービスを提供する施設等を営む事業者

交付対象者区分		交付上限額
宿泊施設 (旅館業法第3条第1項の規定により 旅館業の営業許可を受けている施設 を営む者)	収容人数100人以上	<b>100万円</b>
	収容人数50～99人	<b>20万円</b>
	収容人数50人未満	<b>10万円</b>
飲食店 (食品衛生法第52条第1項の規定により 飲食業の営業許可を受けている 者) 観光・娯楽・体験施設・ 小売店・交通待合所・生活関 連サービス業・療術業	店舗面積が100㎡以上	<b>5万円</b>
	店舗面積が100㎡未満	<b>3万円</b>
路線バス・貸切バス (市内の事業所に在籍する車両)		1台あたり <b>5万円</b>
タクシー (市内の事業所に在籍する車両)		1台あたり <b>2万円</b>
自動車運転代行業 (市内の事業所に在籍する車両)		1台あたり <b>2万円</b>

※同一事業者が同一敷地内で複数の施設を有している場合は、1施設とみなします。

## 補助対象事業・経費

- ・マスクや消毒液、ビニール手袋等の消耗品購入
- ・飛沫感染防止シートや什器などの備品
- ・注意喚起のための掲示物やチラシの作成費用 等

※消費税および地方消費税相当額は対象外となります。



**申請期間**

令和4年4月1日(金)～令和5年2月28日(火)

※郵送での申請をご希望の場合は、予算に限りがあるため、事前にご連絡ください。

**対象期間**

令和4年4月1日(金)～令和5年2月28日(火)

※令和4年4月1日以降に支出しており、すでに完了した事業も対象となります。

○お問い合わせ先

「宿泊施設」 指宿市役所 観光課 観光企画係 (内線334・328)

「その他事業者」 指宿市役所 商工水産課 商工運輸係 (内線313・312)

☎0993-22-2111

FAX: 0993-23-4987

# 指宿市新型コロナウイルス感染症安全対策補助金について

この補助金は、指宿市内の宿泊施設、飲食店及び主に観光客等にサービスを提供する施設等が、新型コロナウイルス感染症の発生リスクの低減を図るため、施設等の発生予防や衛生対策等に要する経費について、市が経費の一部を支援する制度です。

## ■ 補助金の交付対象者及び対象施設

指宿市内における宿泊施設、飲食店及び主に観光客等にサービスを提供する施設等を営む者で、納期の到来している市税の滞納がない者。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する経営環境の悪化により、納税猶予等の相談を受けている場合は、この限りではありません。

## ■ 補助額

### 補助対象経費の3/4以内

※区分により補助金上限額が異なります。詳細は、表面をご確認ください。

※消費税および地方消費税相当額は対象外となります。（申請時において、当該補助金に係る調達に係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではありません）。

※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

※市、県、国等から同様の事由による補助金の交付を受けている場合は、対象外とします

## ■ 補助対象期間

令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）まで

## ■ 申請期間

令和4年4月1日（金）から令和5年2月28日（火）まで

**※募集期間内でも助成額が予算額に達した時点で募集を締め切りますので、補助事業の活用を検討される事業者の方はお早めにご相談ください。**

## ■ 申請から補助金交付までの流れ

申請者（市内の事業者様）

### ● 交付申請に必要な書類

- 指宿市新型コロナウイルス感染症安全対策補助金交付申請書
- 指宿市新型コロナウイルス感染症安全対策補助金事業計画書
- 補助対象車両申告書（該当者のみ）
- 営業許可証等の写し
- 非課税団体の場合は、納税義務が免除であることが分かる資料  
※追加で資料の提供を求める場合があります。

① 交付申請

交付決定通知

### ● 事業の完了

- 指宿市新型コロナウイルス感染症安全対策補助金交付実績報告書
- 指宿市新型コロナウイルス感染症安全対策補助金交付事業実績書
- 領収書、その他支払いが確認できるものの写し
- 契約書、請求書、納品書等の写し（購入物の内容・数量がわかるもの）
- 写真（施工状況や備品設置等の完了が確認できるもの。また機器単体で1万円を超えるものについては、そのものが確認できる写真）

② 実績報告

交付確定通知

### ● ご請求に必要な書類

- 指宿市新型コロナウイルス感染症安全対策補助金交付請求書

③ 交付請求

補助金のお振込

指宿市

※事業計画等に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を変更内容が確認できる書類を添えて提出してください。

※実績報告は、事業が完了した日から起算して60日以内に提出してください。

## ■ 申請受付会場

会場：指宿市役所 観光課・商工水産課

## ■ お問い合わせ先

《 宿泊施設 》

指宿市役所 産業振興部 観光課 観光企画係 ☎ 0993-22-2111（内線334・328）

《 その他事業者 》

指宿市役所 産業振興部 商工水産課 商工運輸係 ☎ 0993-22-2111（内線313・312）

ご検討の事業が補助対象となるのか、手続きはどのようにすればいいのかなど、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

※申請や実績報告に必要な書類の様式は、指宿市ホームページからダウンロードできます。

市HP（<https://www.ibusuki.lg.jp/main/>）から ホーム > まちづくり・産業・労働 > 観光 の順でお求めください。

